

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処分庁 [REDACTED]

審査請求人が、平成30年4月26日付けで提起した処分庁による平成30年4月18日付け生活保護法（以下「法」という。）第78条の規定に基づく費用の徴収に係る処分について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求のうち、一度取り消された処分であることを理由とする部分については棄却とし、本件処分が法第78条に基づいてなされたことを理由とする部分については取り消す。

事案の概要

審査請求人宛て [REDACTED]（以下「基金」という。）からの平成27年1月2日支払いの企業年金567円について、処分庁において平成30年4月18日に法第78条の規定に基づく費用の徴収の通知を行ったが、当該内容は処分庁において平成29年3月31日に取り消したものであるとして、当該通知の取消しを求める審査請求を行った。

【平成29年1月18日に処分庁は基金からの企業年金平成27年11月分567円及び平成28年6月分1,700円の合計2,267円に対して、法第78条に基づく費用徴収通知を審査請求人に行った。】

平成29年3月30日、処分庁において、平成28年6月分1,700円が基金から支給されていないことを確認したため、平成29年3月31日付けで平成29年1月18日付け通知を取り消す保護決定を行い審査請求人に通知していた。】

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

平成30年4月18日付け30生福第76号「法第78条の規定に基づく費用の徴収について」（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

通知内容は、処分庁が平成29年3月31日付け28生福第378号（以下「本件取消処分」という。）で取消したものであり、平成29年1月25日に徴収金2,267円を納入したが、同年4月20日に審査請求人に返金済みである。それにもかかわらず、不正受給とするのは不正である。

加えて、不正受給とされた567円が不正受給と特定される要件を充たしているか疑わしい。

2 処分庁の主張の要旨

平成30年6月26日付けで処分庁より当該審査請求に係る弁明書の提出があり、審査請求人は、平成27年11月2日に基金から企業年金567円を受給したにも関わらず、法第61条に基づく収入申告の義務を怠り、不正に保護費を受領したため、本件処分を行ったものである。

本件処分については違法不当の点がなく、本件審査請求は理由がないことから、棄却されるべきである。

審査請求内容に対する認否は以下のとおり。

- (1) 「本件処分は、処分庁が平成29年3月31日付け28生福第378号で取り消したものである」については、28生福第378号は平成29年1月18日付け28生福第322号で審査請求人に対し通知した法第78条の規定に基づく費用の徴収処分を取消したものであり、本件処分を取り消すものではないため否認する。また、このことから「不正受給とするのは不正」についても否認する。
- (2) 「不正受給とされた567円が不正受給と特定される要件を充たしているか疑わしい」という審査請求人の主張については、当該収入が平成28年9月8日に行つた課税調査(※)により判明した収入であり、同年10月4日の家庭訪問において、審査請求人に当該調査結果を伝えるまで申告がなかった(この間に提出のあった同年4月15日受付収入申告書においては当該収入が記載されていない)ことから、法78条第1項「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」の「不正な手段により保護を受け」に該当するため否認する。

なお、法78条の適用については、平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(以下「保護課長通知」という。)において掲げられている法78条の条項を適用する際の基準である「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」に該当するものであり、加えて、審査請求人には保護開始直後の平成26年9月5日に「生活保護を受けている皆さんへ」を手渡したうえで、収入申告等の届け出義務について説明を行っており、同じく本通知に掲げられている基準である「保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかつたとき」にも該当することから適切である。

※被保護者の収入の状況を客観的に把握するため、毎年6月以降、課税資料の閲覧が可能な時期に、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税の状況を調査し、収入申告額との突合を行う調査。

3 審査請求人の反論

基金への加入は、[REDACTED] 時に、半強制的に加入させられたもので、退職後、いつ、いくら受給するのかまったくわからず、入金口座にしたゆうちょ銀行の通帳も、ふだんまったく使用していないため見ることもなかった。

「収入申告の義務を怠り」とあるが、入金があったことすら知らずにいたので、毎年4月の年度初めの収入申告においても申告のしようがなかった。

なお、この年金の申告については、当時の担当ケースワーカーから具体的な説明は受けていない。

弁明書に対する認否は以下のとおり

(1) 2-(1)に対する反論

平成29年3月31日付け28生福第378号の通知では、「1 保護の決定内容及び決定理由」で、「平成29年1月18日付け28生福第322号で行った企業年金収入に伴う費用徴収処分について取り消す。」と明記している。

また、審査請求人が平成29年4月3日付け福島県知事あて審査請求に対する県の裁決書の事案の概要において、「3 処分庁は平成29年3月31日付けで本件処分を取り消している。」と明記している。

(2) 2-(2)に対する反論

ゆうちょ銀行口座に基金から振込みがあることすら知らなかっただけ(通常この口座は使っていない)、平成28年4月15日受付の収入申告書に記入していない。それをして「不正な手段により保護を受け」とするのは、悪意あるコヂヅケとしか取れない。

担当ケースワーカーから届出又は申告について、口頭又は文書による指示はなかった。29年1月18日付け生福第322号で初めて基金からの振込みの具体的な内容を知った。(はじめて、ゆうちょ銀行の通帳を開き確認した。)

理 由

1 認定事実

審理関係人の主張から以下の事実が認められる。

- (1) 審査請求人は、平成26年8月4日から生活保護を受給しており、処分庁において、平成26年9月5日に収入申告等の届出の義務について、説明を行った。
- (2) 平成27年11月2日、審査請求人あてに基金から企業年金567円が支給された。
- (3) 平成28年2月9日、処分庁において、審査請求人からの「法第61条に基づく収入の申告について」の確認書類を査収した。
- (4) 平成28年4月15日、処分庁において、審査請求人から収入申告書を査収した。
(上記(2)に係る収入の記載はなし。)

- (5) 平成28年9月8日、課税調査の結果、調査額が収入認定額より567円多いことを処分庁において確認した。
- (6) 平成29年1月18日、処分庁は28生福第322号により基金からの平成27年11月分567円及び平成28年6月分1,700円の合計2,267円に対して、法第78条に基づく費用徴収通知を審査請求人に行った。
処分庁は、平成29年1月20日に上記徴収金の入金を確認した。
- (7) 平成29年3月27日、審査請求人から処分庁に対して、基金からの平成28年6月分1,700円の入金はなかったことの連絡があった。
- (8) 平成29年3月30日、処分庁において、基金から平成28年6月分1,700円が支給されていないことを確認した。
- (9) 平成29年4月3日、上記(6)の28生福第322号通知は、「通知内容が事実と異なる」、「保護費の不正受給となっているが、事実と異なり公文書としてとして不正」とあるとし、取消しを求め、審査請求人は福島県知事あて審査請求を行った。
- (10) 平成29年4月6日、上記(7)、(8)を踏まえ、処分庁は平成29年3月31日付け28生福第378号により平成29年1月18日付け28生福第322号の通知を取消す保護決定を行い、審査請求人に通知した。
- (11) 平成29年6月16日、上記(5)の審査請求で取消しを求めた処分は、上記(10)のとおり、処分庁によって取り消され、処分の効力も失われ、審査請求の理由が失われたとして却下となった。
- (12) 平成30年4月18日、処分庁は審査請求人あてに基金から支払われた平成27年11月分567円に対して、30生福第76号により法第78条に基づく費用徴収通知を行った。
処分庁は、平成30年5月14日に上記徴収金が5月7日に入金されていることを確認した。

2 根拠規定等

法及び国通知の定めは以下のとおりである。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）
(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものと、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 (略)

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

(届出の義務)

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

(費用返還義務)

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

(2) 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「保護課長通知」という。）

2 法第78条に基づく費用徴収決定について

法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図るために、当該被保護者に返還を求めるものであり、被保護者の作為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではない。

被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき等は法第63条の適用が妥当であるが、法第78条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものとし、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づく費用徴収決定をすみやかにおこなうこと。

- ① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかつたとき。
- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。
- ③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行つたようなとき。
- ④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき。

3 判断

本事案において、審査請求人及び処分庁の間の争点は、本件処分が処分庁において本

件取消処分で取り消したものかどうか、また、審査請求人が平成27年11月2日に受給した企業年金567円が不正受給に該当するかどうかという点である。

- (1) 審査請求人は、本件処分は一度取り消された処分を、再度行ったものであり、不正である旨を主張している。

本件処分に先立つ平成29年1月18日付け28生福第322号による処分(以下「本件先行処分」という。)は、本件取消処分において、その全てが取り消されており、本件先行処分により徴収した2,267円の全額が、審査請求人に返金されている。

本件取消処分は、その理由について「平成28年6月分の企業年金の振り込みが無く、あなたが収入を得ていないことを確認したため。」と明記しており、返金された2,267円のうち、平成28年6月分として徴収された1,700円について理由がなかったことによる取消しであって、平成27年11月分として徴収された567円については、引き続き審査請求人が返還すべき性質のものであることは明白である。

よって、審査請求人の当該主張には理由がない。

- (2) 審査請求人は、本件処分において徴収された567円について、不正受給と特定される要件を充たしているか疑わしいとし、「不正受給」ではなく未収分として請求すれば済むことではないかと主張している。

これは、本件処分が、法第78条に基づく費用徴収処分の要件を充たしておらず、法第63条に基づく費用返還請求により対応すべきであったとの主張と解することができる。

法は、法第78条第1項において、不正手段による保護の受給について、当該不正受給額の全部を必要的に徴収することに加え、その4割以下の額を制裁として徴収することができることとし、さらに、法第85条第1項において懲役を含む刑罰を科することにより、保護の不正受給を防止し、生活保護制度が悪用されることを防止しようとする趣旨に出たものと解される。

また、法は、被保護者に未申告の収入がある場合でも、当該未申告が不正手段によるものでないときに関する直接の定めをおいていない。

これについて、法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとして、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定しているが、同条が急迫の場合「等」としているのは、急迫した事由がある場合に行われる必要な保護がされた際の返還義務のみならず、被保護者に資力があるにもかかわらず、実施機関が調査不十分のために資力がないと誤認して保護を決定し、又は過大な保護を支給した場合の返還義務についても定めた趣旨と解される。

そうすると、被保護者に未申告の収入があり、過支給となった保護がある場合で、法第78条第1項が適用されないときには、法第63条を適用し、その返還を求めるべきものと解するのが相当である。

よって、法第78条第1項は、被保護者の収入未申告等の行為が、生活保護制度の悪用と評価できる行為に当たる場合にのみ適用すべきであり、そうでない場合に

は、法第63条を適用すべきものと解するのが相当である。

そして、被保護者の収入未申告等の行為が生活保護制度の悪用と評価できる行為に当たるかどうかについては、申告等に当たり明らかに作為を加えた場合や、保護の実施機関又はその職員から申告等の不審について説明を求められたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったような場合のように、行為そのものが持つ不正な性質が明確で、生活保護制度の悪用との評価が直ちにできる行為がある一方、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかった場合や、保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書の内容が虚偽であることが判明したときのように、行為そのものが持つ不正な性質が明確とはいえないものについては、当該行為が行われた際の具体的状況や、行為者の目的等の主観的事情をも判断要素として考慮に入れて、当該行為が法第78条第1項を適用すべき生活保護制度の悪用と評価できる行為といえるかどうかを客観的に判断すべきものと解するのが相当である。

(神戸地裁平成30年2月9日判決(平成28(行ウ)30号)参照)

この点について、処分庁は、保護課長通知に基づき「課税調査等により、被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」に当てはまるところから、法第78条を適用すべきである旨主張している。

しかしながら、本件のような課税調査等により収入申告書の内容が虚偽であることが判明した事例は、行為そのものが持つ不正な性質が明確とはいえないものであり、法第78条第1項を適用すべきかを判断するには、前述のとおり、当該行為が行われた際の具体的状況や、行為者の目的等の主観的事情をも判断要素として考慮に入れて、当該行為が生活保護の悪用と評価できる行為であるかを検討する必要がある。

以上を踏まえ、本件処分に係る未申告(以下「本件未申告」という。)について、法第78条第1項を適用すべき行為であるかを検討する。

ア 審査請求人が処分庁に対して行った平成28年4月10日付け収入申告に関しては、次のような経過ないし事実が認められる。

(7) 処分庁は、審査請求人に対して平成26年9月5日に「生活保護を受けている皆さんへ」と題する書面を手渡し、収入申告届出の義務があることを説明した。

(1) 処分庁は、基金からの聞き取りにおいて、基金の解散に係る企業年金の支払について、加入者全員に対して、基金が通知している旨を確認した。

(2) 審査請求人は、平成27年11月2日付けで、基金の解散に係る企業年金567円(以下「本件金員」という。)の支払いを受けた。なお、本件金員については、同日付けで、審査請求人名義のゆうちょ銀行口座に入金されている。

(3) 審査請求人は、処分庁に対し、平成28年4月10日付け収入申告書を作成し、提出したが、同申告書において、本件金員を収入として記載しなかった(本件未申告)。

(4) 処分庁は、平成28年9月8日に実施した税務調査を端緒として、本件金員の入金を把握した。

以上のことから、審査請求人は、本件未申告当時、収入届出義務について理解

ないし認識しており、本件金員が入金された事実についても、容易に認識することができたものと言える。

したがって、審査請求人は、法第61条に規定する収入届出義務を履行していなかったと評価することができる。

イ しかし一方で、本件未申告に関しては、次のような経過ないし事実も認められる。

(ア) 審査請求人は、処分庁に対し、平成27年2月19日、当該企業年金にかかる証書及び年金裁定通知書を提出している。

(イ) 本件金員が入金された銀行口座は、保護開始決定時において、処分庁が既に把握済みのものである。

(ウ) 当該企業年金の支払期日は、年1回6月であるところ、本件金員は、基金の解散という特殊事情により11月の支払いであった。

(エ) 審査請求人は、本件金員の入金後、平成28年9月に処分庁が当該入金の事実を把握するまでの間、入金先である銀行口座において入出金を行っていない。

また、審査請求人は、本件金員の入金前まで、当該口座に入金があれば直ぐに引き落とすという行為を繰り返していることが認められるが、本件金員については、その入金後、次の出金まで1年以上の間が空いている。

(オ) 審査請求人は、本件先行処分が、実際に支給された金額を超える額の返金を命じるものであったにもかかわらず速やかに返金に応じ、返金後に支給状況を確認したとして、処分庁に対して金額誤りを指摘し、平成29年4月3日付けで審査請求を提起している。

上記(ア)及び(イ)の事実からすれば、本件未申告が仮に意図したものであったとしても、そのことが処分庁に発覚する可能性は極めて高かったものと言える。

さらに、上記(ウ)、(エ)及び(オ)の事実並びに審査請求人が上記ア(イ)の通知について確認していないと述べていることからすれば、そもそも審査請求人が、本件金員の入金自体を認識していないかったことが推認される。

これらのことと加えて本件金員が決して多額とは言えないこと等を考え合わせれば、法第61条の収入届出義務違反は否定できないものの、審査請求人が本件未申告に係る金員の入金を故意に隠蔽し、保護を不正に受給しようとする意図があったとは認められない。

このように、本件未申告が行われた際の具体的状況や、審査請求人の目的等の主観的事情を考慮すると、審査請求人は、法第61条に規定する収入届出義務を果たしていないと認められるものの、当該収入を故意に隠蔽し、保護を不正に受給する意図があったとまでは認められないことから、本件未申告は、法第78条第1項を適用すべき生活保護制度の悪用と評価できる行為ということはできない。

従って、本件処分は、法第63条に基づく費用返還請求によって処理されるべきところ、法第78条第1項に基づいてされた点において、違法なものと言うべきである。

4 結論

以上から、本件審査請求のうち、本件取消処分を理由として本件処分の取消しを求める部分については、理由がないと認められるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきであり、本件処分を法第78条第1項に基づいて行ったことを理由に本件処分の取消しを求める部分については、理由があると認められるため、行政不服審査法第46条第1項の規定により取り消されるべきである。

令和2年2月14日

審査庁 福島県知事 内堀 雅雄



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求することができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島市を被告として（訴訟において福島市を代表する者は福島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

